

## 不正な工事中断は、どのような場合に契約の履行拒絶と見なされるのか？

最近判決が下された *Mayhaven v DAB*<sup>1</sup> 事件の例では、請負者の不正な工事中断は原則的に履行拒絶と見なされるものであり、そしてそれにより発注者は契約を解除し損害賠償請求の訴えを起こすことができるか、という点について英国の高等法院が検討を行いました。その結果、高等法院は不正な工事中断が無条件に契約の履行拒絶と見なされるわけではないとの見解を示しています。今回のニュースレターでは、履行拒絶に関連した法律全般を取り上げると同時に、不正な工事中断が履行拒絶に相当する、あるいは相当しないと見なされる状況について検討してまいります。

### 履行拒絶の一般原則

契約書に明確な文言が存在しない場合、いかなる契約違反であろうとも、かかる違反の結果被った損害に対する賠償請求を行う権利が契約の相手方当事者に発生します。しかし、「履行拒絶」があった場合にのみ、相手方の当事者は、かかる履行拒絶を受け入れ契約を解除するか、あるいは契約が引き続き継続しているものとして扱う（これは、一般的に契約の「追認」と呼ばれます）か否かについて選択することが可能となります。

「履行拒絶」とは、分かりやすく言えば「契約義務を今後受け入れる意思がない旨の表示を一方の当事者が行動もしくは意思表示により行うこと<sup>2</sup>」であると言えます。契約の継続に対する明確な拒否がある場合を除いて、裁判所はかかる違反を行った当事者の行動を検証し、それによって当該当事者が今後契約に拘束される意思がないと合理的な人物が認識するか否かを基準に判断を下すこととなります。

契約違反は、以下のような場合に履行拒絶であると見なされます。

1. 特定の契約条項に関する一切の違反が相手方の当事者に契約を解除する権限を発生させることについて明示的・黙示的に当事者らが合意している場合。（契約条件の違反がある場合。）
2. かかる違反の結果として善意の当事者に契約から得る予定であった恩恵のほぼ全てを失わせる結果となる場合。（契約に根本的な違反が生じた場合。）

裁判所は履行の意思がないこと、あるいは履行できないことを示唆する全ての表示が履行拒絶であると見なされるわけではないことを明確に示しています。そして、履行拒絶とは「極端な結論」であり、「契約の根本をなす事項において、契約義務の履行の明らかな拒否が行われた場合<sup>3</sup>」にのみ発生が認められるとしています。また、かかる履行の拒絶は「非常に明らか<sup>4</sup>」である必要があるとしています。よって、契約の解釈について真正な紛争が発生した場合、錯誤のある解釈に基づいて契約義務の履行を行う旨の意思表示を当事者が行ったことだけで、これが履行拒絶に相当すると認定することに対し、裁判所が消極的となる可能性が高いと言えるでしょう。また、不履行を行った当事者側に事実<sup>5</sup>や法律<sup>6</sup>に関して誠実な錯誤があり、これに基づいて契約に違反した場合などにも同じことが言えるでしょう。

### 支払い不履行による工事中断

コモン・ローにおいて請負者が未払いを事由に工事を中断することを認める一般的権利は存在しません<sup>7</sup>。よって、請負者が支払いの不履行が 1 回発生したことを事由に工事を中断した場合などには、請負者は、契約の定めに従い常時工事に励む義務を怠ったことを事由に発注者が契約解除の権利を行使するリスクに直面することとなります。また、そのような解除に関する権利が契約に明示されていない場合にも、*Heyman v Darwin* 事件 や *Woodar v Wimpey* 事件（上記参照）などの事件において確立された基準が満たされていれば、請負者側の履行拒絶

ご住所・連絡先に変更がある場合はお手数ですが、[peter.godwin@herbertsmith.com](mailto:peter.godwin@herbertsmith.com) までご連絡ください。

配信停止をご希望の場合は[こちら](#)をクリックしてください。

本稿の内容またはその他御社の事業に係る法的事項につきご質問がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

### Contacts



ピーター・ゴッドウィン  
パートナー

外国法事務弁護士

Tel: +81 3 5412 5412

E: [peter.godwin@herbertsmith.com](mailto:peter.godwin@herbertsmith.com)



ドミニク・ラウトン  
パートナー

外国法事務弁護士

Tel: +81 3 5412 5412

E: [dominic.roughton@herbertsmith.com](mailto:dominic.roughton@herbertsmith.com)



デイヴィッド・ギルモア  
パートナー

外国法事務弁護士

Tel: +81 3 5412 5412

E: [david.gilmore@herbertsmith.com](mailto:david.gilmore@herbertsmith.com)



エマ・クラトフィロヴァ  
シニア・ソリシター

Tel: +81 3 5412 5412

E: [emma.kratochvilova@herbertsmith.com](mailto:emma.kratochvilova@herbertsmith.com)

<sup>1</sup> *Mayhaven Healthcare Ltd v Bothma & Anor (t/a DAB Builders)* [2009] 2634 EWHC

<sup>2</sup> *Heyman v Darwin* [1942] AC 356, HL

<sup>3</sup> *Woodar v Wimpey* [1980] 1 WLR 277, HL

<sup>4</sup> *Spettabile Consorzio Veneziana di Armamento di Navigazione v Northumberland Shipbuilding Co Ltd* (1919) 121 LT 628, 634, 635

<sup>5</sup> *Kent v Godts* (1855) 26 L.T. (o.s.) 88

<sup>6</sup> *Freeth v Burr* (1874) L.R. C.P. 208, 214

<sup>7</sup> *Alan Auld Associates Ltd v Rick Pollard Associates* [2008] BLR 419

と見なされることとなります。

その一方で、発注者が継続的に故意に支払いを履行しない、または支払いを遅延させた場合、これらが履行拒絶としてみなされ、請負者による契約解除が可能となる場合もあります<sup>8</sup>。同様に、支払いの遅延または不履行が継続的に発生している場合には、発注者のこれまでの受け入れがたい行為が将来的にも継続する可能性を示唆するという考えに基づき、かかる場合には請負者が任務から解かれたと考える良いというような判断を裁判所が下す場合もあります<sup>9</sup>。このような場合、請負者は履行拒絶を受け入れ、工事を中断することなく契約を終了させる権利を有することとなります。但し、多くの場合請負者は工事中断を行い履行拒絶と見なされるリスクを負うか、支払いが履行されていないにもかかわらず履行拒絶が立証できるまで工事を継続するか、のジレンマに陥ることとなります。後者が最もリスクが低い選択肢だと言えるでしょうが、「履行拒絶」を形成するのに十分な支払い不履行が累積した頃には発注者が支払い不能に陥っている危険性があることも事実です。

一般的に多くの国際建設契約では支払いの不履行を事由とした請負者による工事中断の権利が明示されているため、このようなコモン・ロー上のジレンマは回避されています<sup>10</sup>。支払いの不履行に対する工事中断の権利が契約書に明示されていたとしても、発注者がエクイティ（衡平法）上または契約上の権利に依拠して相殺または減額の権利を主張し、請負者の請求金額の支払いが実は発注者に支払い義務がないものであるとした場合、請負者側のリスクが依然として存在する可能性があることに留意する必要があります。このような場合には、請負者の工事中断は不正なものと見なされ、また前述のように *Heyman v Darwin* 事件や *Woodar v Wimpey* 事件の基準が満たされているかどうかによっては、履行拒絶に相当すると判断される可能性があります。契約の履行拒絶を行った疑いのある当事者が契約条件に違反した際の意図が誠実であったことを証明するのみでは一般的に抗弁とはなりません<sup>11</sup>。

真正な錯誤および *Mayhaven v DAB* 事件における高等法院の判決

*Mayhaven v DAB* 事件では、請負者 (DAB) が発注者 (Mayhaven) から裁定判断に基づいて支払われるべき金額が支払われていないとした善意の認識に基づき、支払いの不履行を事由として契約上の明確な条項に従って工事を中断しました。この際 DAB は、裁定判断において示された金額を Mayhaven が実はその後の判断において示された金額と併せて支払ったことを認識していませんでした。尚、DAB がこのような錯誤に陥ったのは、Mayhaven の弁護士から受け取った手紙において Mayhaven が裁定判断に基づいた一切の支払いを行う意図がない旨が伝えられていたことによります。DAB は支払いの不履行を事由に工事を中断しましたが、この際には Mayhaven に文書にて同社が残り 2 週間分の工事をを行うために「現場に戻る意思があり、現場に戻る事が可能である」旨を通知していました。

Mayhaven は DAB の間違いを正し、工事中断を回避しようとせず、DAB に直ちに書面にて同社が契約の履行拒絶を行ったと主張し、契約を解除しました。その後、DAB は本案件を仲裁に付託しました。かかる仲裁において仲裁人が DAB の行動は契約の履行拒絶に相当しないと判断したため、Mayhaven は上訴しました。

その後の裁判において裁判所は仲裁人の仲裁判断を支持し、契約に明示された条項への誠実な依拠により当事者が履行を中断するなどした場合には、かかる権利について当事者に錯誤があった場合には、その事実のみによって契約上の義務の履行拒絶を行ったとは認められないとの判断を示しました。裁判所は、DAB が不正な工事中断により契約に明示された定めに従って常時工事に励むことを怠り、これが契約条項たる条件または基本的条項の違反にあたり、このような一切の違反は履行拒絶に相当するとして Mayhaven の主張を退けています。これは、違反の深刻さおよび事件の背景にある事実および状況の検討に基づいて判断が下されるということです。

裁判所は、仲裁者が不正な工事中断を取り巻く全ての状況を判断材料として考慮したことは正しいとし、DAB が工事中断に関する自己の法的権利に関し錯誤に陥ったことは、事件が契約の履行拒絶に相当するか否かの判断における一つの要因に過ぎないとしました。また、裁判所は、仲裁人が DAB からの工事中断の通知は工事实行に関する完全な拒否を意味するものではなく、DAB が契約に今後拘束される意思の欠如を表示するものではないと結論付

ハーバート・スミスはその他アジア地域に関する e-bulletin を発行しております。

- アジアにおける仲裁
- 中国関連の紛争
- 香港における訴訟
- 香港における規制法

お求めの場合はピーター・ゴッドウィン (peter.godwin@herbertsmith.com) までご連絡ください。

<sup>8</sup> *Rice v Great Yarmouth Borough Council* (2003) TCLR 1

<sup>9</sup> 例: FIDIC 建設工事の契約条件書 1999 (レッドブック) 第 16.1 項、および ENAA 国際プラント建設契約モデルフォーム 第 1 巻一般条件 41.2 項。また、1996 年住宅供給助成金・建設・再生法 (以下「法」といいます) の適用範囲にあたる建設契約の当事者である請負者は、法 112 条に基づき、支払い不履行を事由として工事を中断する制定法上の権利も有することにご留意ください。但し、こちらは国際建設契約に関しては適用されません。

<sup>10</sup> *Federal Commerce & Navigation Co Ltd v Molena Alpha Inc.* [1979] A.C. 757

<sup>11</sup> *Federal Commerce & Navigation Co Ltd v Molena Alpha Inc.* [1979] A.C. 757

けたことは正しいとの判断を示しました。

## 結論

支払い義務の不履行にあたって工事中断に関する権利が明示されていない場合には、請負者は1回の支払い不履行が発生したからといって工事を中断してしまうことに慎重になるべきでしょう。このような場合、発注者による支払いの不履行が度重なり、これが履行拒絶に相当するものになるまで工事を継続するのが慎重なアプローチであると言えるでしょう。

支払いの不履行時の工事中断に関する権利が契約書に明示されている場合にも、請負者はそのような権利を行使する際には細心の注意を払うべきでしょう。発注者が正当な相殺権を有する場合や、請求金額が請負者に対して支払われるべきものでないことが発覚した場合などには、かかる工事中断が不正なものであると判断されてしまう可能性があります。この場合、請負者が契約の定めに従って常時工事に励む義務を怠っていることを事由に発注者が契約に明記された権利に基づいて契約を解除する可能性があり、あるいは Heyman v Darwin 事件 や Woodar v Wimpey 事件の原則を適用し、請負者の不正な工事中断は履行拒絶であると主張することが可能となる場合もあるでしょう。

本稿は法的助言を構成するものではなく、またそのような目的でこれに依拠すべきではありません。具体的な事案につきましては、必ず個別にご相談ください。

ハーバート・スミス、グライス・ルツとシュティツペはそれぞれ独立した法律事務所として、正式な提携関係を結んでおります。

〒107-6241  
東京都港区赤坂 9-7-1  
ミッドタウンタワー41階

© Herbert Smith 2010